

政令第二百三十一号

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十三年八月八日」を「令和八年八月十二日」に改める。

第四条中「あつては当該」を「あつては、当該」に改め、「、関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の稅率」を削る。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。